

# 川越市教育委員会第13回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年2月17日 午後3時
- 3 閉 会 平成26年2月17日 午後5時25分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長新保正俊、教育総務部副部長兼教育財務課長円城寺実、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長大嶋美紀夫、学校教育部副部長兼学校管理課長小林英二、学校教育部参事兼教育指導課長兼教育センター所長佐野 勝、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、博物館長田中 信、学校給食課長岩澤義明、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良、中央図書館副館長上野秀人、文化スポーツ部長今井孝雄、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長利根川晃、文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長西島昭善、文化スポーツ部参事兼国際文化交流課長盛田茂治

## 8 前回会議録の承認

平成26年度第11回臨時会会議録及び第12回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第46号 平成26年度教育行政の基本方針と重点施策について  
(非公開)

日程第2議案第47号 平成26年度学校教職員管理職人事について  
(非公開)

日程第3議案第48号 川越市学校施設使用規則の一部を改正する規則を定めること  
について

参事兼地域教育支援課長

本議案は、平成25年川越市議会第5回定例会（12月議会）に上程した川越市学校施設使用料条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、川越市学校施設使用規則の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、同条例で規定する学校施設の貸出区分及び使用料の額が改正されたことにより、水泳プールを除く有料学校施設の利用又は使用できる日時について、学校休業日を除く日の貸出時間を現行の午後5時30分から午後4時に変更しようとするものであり、施行期日を平成26年4月1日としようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第49号 川越城本丸御殿の設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

博物館長

本議案は、平成25年川越市議会第4回定例会（9月議会）において可決された川越市収入証紙条例の廃止に伴い、川越城本丸御殿の設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、川越城本丸御殿使用許可申請書において証紙添付の項目を削除しようとするもので、施行期日を平成26年4月1日としようとするものである。

委員

これまでの証紙の使用状況及び団体について伺いたい。

博物館長

本丸御殿の使用状況は少なく、平成20年度から同22年度の本丸御殿改修工事期間を除き、平成18年度に3回、同19年度に2回、同23年度に2回、同24年度に1回となっており、謡曲・仕舞の発表やドラマの撮影及び尺八の練習を行う団体が使用している。

委員

証紙が廃止されたことにより利便性が高まり、利用が増えることは想定されないか。

博物館長

使用頻度も少なく、本丸御殿は見学を主としていることから、利用が増えることは想定されない。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第50号 平成25年度一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

(非公開)

日程第6議案第51号 川越市立川越高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

日程第7議案第52号 川越市社会教育委員条例（全部改正）を定めることについて

(非公開)

日程第8議案第53号 訴えの提起について

(非公開)

日程第9議案第54号 訴えの提起について

(非公開)

日程第10議案第55号 川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼学校管理課長

町名地番整理により中台元町一丁目及び同二丁目の区域を新たに画することに伴い、川越市立小中学校通学区域に関する規則における同区域に係る規定を改正しようとするものであり、通学区域が変更になるものではない。また、併せて同規則中の未整備部分の整備を図ろうとするもので、施行期日を町名地番整理の実施日である平成26年3月3日としようとするものである。

委員

通学路に関しては、危険等の理由から通学路の改善や変更についての要望があるものとするが状況はどうなっているか伺いたい。

参事兼教育指導課長

通学路に関しては学校が地域とともに決めていることから、要望の多くは直接学校に寄せられているが、件数については把握していない。

委員

通学路の危険な個所は多くあると聞いており、教育委員会としても学校と連携しながら対応していただきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 10 報告事項

### (1) 平成15年度～平成24年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

教育総務課長

平成15年度から平成24年度までの包括外部監査の結果報告書において、結果（指摘）・意見を受けた事項に対する措置状況が検討中のもののうち、新たに「措置を講じた」若しくは「措置を講じない」又は依然検討中であるが、その内容や理由に変更があったものについて、教育委員会所管分を報告するものである。

地方自治法第252条の38第6項により、結果に係る措置を講じたときは、その内容を通知し監査委員はこれを公表することが義務付けられており、本市では措置状況について庁議で付議、検討し監査委員に報告することとしている。なお、意見については包括外部監査人の私見も含めた事務の改善に係る提案、要望であるが本市においては、事務の見直しを含め措置を講じているところである。

平成15年から平成23年までに結果（指摘）・意見を受けて検討中のものが全体で12件あり、その内、措置を講じたものが7件、措置を講じないものが2件、引き続き検討中の3件のうち内容・理由等に変更があったものが1件という状況である。

委員

意見のうち、配膳費の削減が必要とのことで民間委託を実施すべきとの内容については措置を講じないこととしているが、委託化への可能性を十分検討してから結

論を出すべきと考えるがいかがか。

教育総務課長

委託化については全庁的な課題となっており、教育委員会だけではなく全庁的に検討する中で結論を出していくものと考えている。

## 1 1 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第46号及び議案第50号から議案第54号は意思決定過程における情報であり、議案第47号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第47号は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長）による審議とすることに決定した。
- (2) 議案第47号は関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 議案第46号の関係者として、文化スポーツ部長、同部副部長兼文化芸術振興課長、同部参事兼スポーツ振興課長及び同部参事兼国際文化交流課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (4) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は平成26年3月24日（月）午後4時開催に決定した。